令和8年6月26日

海外事業による企業成長モデル創出事業業務委託に関する質問及び回答

No	質問事項	質問内容	回答
1	対象地域に関して	仕様書では主にアセアンとなっているのですが、募集要項では進出検討国（ASEAN地域内）となっているのですが、対象地域はASEANのみでしょうか？他地域での実績があり、他地域を拡販を希望する事業者が来た場合はどのように対応すれば良いかもご回答お願いいたします	本事業は、ASEAN地域における事業拡大を主たる目的としているため、原則としてASEAN地域での募集を対象としております。 応募があった場合には本事業の趣旨を踏まえ、ASEAN地域での事業展開を検討している事業者を優先的に選定することを想定しております。
2	支援対象事業者の募集に関して	支援対象事業者3社の募集に関しては、過去2年及び今年度のビジネスチャレンジ仙台の参加事業者の情報はいただけるのでしょうか	本市で実施しております「GLOBAL BUSINESS CHALLENGE SENDAI＋」という事業を指していると想定してお答えします。当該事業の参加事業者に関する情報については、本事業の受託事業者選定の公募段階において、提供を予定しておりません。 一方で、受託事業者決定後、本事業の実施にあたり必要と認められる範囲においては、個別に協議の上、情報提供を行う予定です。

令和8年6月26日

海外事業による企業成長モデル創出事業業務委託に関する質問及び回答

No	質問事項	質問内容	回答
3	対象書類：募集要領の応募資格 該当箇所：４．応募資格（６） 参照条項：「仙台市に設置される審査委員会でのプレゼンテーション審査に参加することが可能であること」	プレゼンテーションについて、Web会議システム等を利用したオンラインでの参加は可能でしょうか。可能な場合、実施条件等がございましたらご教示ください。	プレゼンテーション審査については、原則として募集要領に記載の場所での実施を想定しております。 ただし、やむを得ない事情により対面での参加が困難な場合には、Web会議システム等を活用したオンラインでの実施についても、個別に対応を検討いたします。 オンラインで実施する場合の具体的な条件（使用ツール、接続方法等）については、該当する応募者に対し別途ご案内いたします。

令和8年6月26日

海外事業による企業成長モデル創出事業業務委託に関する質問及び回答

No	質問事項	質問内容	回答
4	対象書類：委託仕様書 該当箇所：P.2「（６）採択企業に対する課題整理及び課題解決支援の実施」 参照条項：課題解決に係る直接経費（1社あたり上限150万円）の対象範囲	上記の直接経費はどのようなものが含まれますでしょうか。例えば、受託者が自社スタッフを活用して市場調査・現地商談支援等を実施した場合、その稼働に係る人件費・経費は「課題解決事業の実施のために直接必要となる費用（1社あたり上限150万円）」に含まれるものと解してよいか。または、これらは委託管理費として別途計上するものか、ご教示ください。受託者のスタッフが現地（ASEAN各国）に赴いて商談支援・バイヤー紹介等を実施する際に発生する、受託者側の旅費・宿泊費については、直接経費（1社あたり上限150万円枠）への計上が認められるか、または委託管理費として別途計上するものか、ご教示ください。	受託者の自社スタッフの人件費や、渡航費・宿泊費等の受託者側の活動に係る経費についても、「課題解決事業の実施のために直接必要となる費用（1社あたり上限150万円）」の対象にはなりません。 「課題解決事業の実施のために直接必要となる費用（1社あたり上限150万円）」については、 仕様書に記載のとおり、課題解決事業の実施に直接必要となる費用を対象としており、 採択企業に対する具体的な施策（販促・プロモーション・外部サービス活用等）に要する費用を想定しています。 具体的には、以下のような費用が該当します。 ・販促ツール制作費 ・広告・プロモーション費用 ・通訳・翻訳費 ・専門家謝金 ・現地イベント出展費 等 一方で、本事業の運営・支援実施そのものに係る業務については、委託業務の範囲に含まれるものであり、委託料の中で実施いただくことを想定しています。

令和8年6月26日

海外事業による企業成長モデル創出事業業務委託に関する質問及び回答

No	質問事項	質問内容	回答
5	対象書類：受託候補者募集要領 / 委託仕様書 該当箇所：（本事業の趣旨・背景全般） 参照条項：過去の類似事業の報告書・成果事例の開示	本事業は「海外事業の成長段階にある企業」を対象とした伴走支援として設計されており、前年度またはそれ以前に実施された同種事業（例：仙台市海外展開推進事業・GLOBALBusiness Challenge SENDAI+等）の成果報告書、事例集、またはこれに準ずる資料が公開・入手可能な場合、参照先URL等をご教示いただけますでしょうか。	本市が実施してきた類似事業（GLOBAL BUSINESS CHALLENGE SENDAI＋等）につきまして、当該事業の参加事業者に関する情報については、本事業の受託事業者選定の公募段階において、提供を予定しておりません。 一方で、受託事業者決定後、本事業の実施にあたり必要と認められる範囲においては、個別に協議の上、情報提供を行う予定です。 なお、一般的な事業概要等については、本市ホームページ等に掲載している情報をご参照ください。
6	対象書類：受託候補者募集要領 / 委託仕様書 該当箇所：（本事業の趣旨・背景全般） 参照条項：支援対象企業の業種・課題傾向に関する情報	本事業で想定される支援対象企業について、過去の類似事業を通じて把握されている業種の傾向、典型的な海外展開上の課題、または「こういった支援ニーズが多かった」といった定性的な傾向情報や、支援における課題感があれば、差し支えない範囲でご提供いただけますでしょうか。提案内容の具体化・実効性向上のために活用いたします。	受託事業者選定の公募にあたっては、個別の業種に関する情報や過去事業に基づく個別具体的な傾向や課題等に関する提供は行っておりません。 そのため、本事業の趣旨やこれまでの海外展開支援の一般的な課題等を踏まえ、実績や知見に基づき分析・検討の上、ご提案いただくことを期待しております。 一方で、受託事業者決定後、本事業の実施にあたり必要と認められる範囲においては、個別に協議の上、情報提供を行う予定です。

令和8年6月26日

海外事業による企業成長モデル創出事業業務委託に関する質問及び回答

No	質問事項	質問内容	回答
7	対象書類：受託候補者募集要領 該当箇所：第10条(2)「域内事業者の推進（5点）」 参照条項：本店所在地による加点評価	審査項目「域内事業者の推進」において、「受託者以外の事業者が関与する場合（再委託等）は、市内に本店を有する事業者を活用するなど、地域経済への配慮がなされているか」との評価視点が示されていま　す。受託者本体が仙台市外に本店を置く場合であっても、仙台市内に本店を置く支援機関・団体等と業務提携または覚書等を締結し、再委託先として活用することで、この評価項目において部分的な評価を受けることは可能でしょうか。ご教示ください。	受託者本体が仙台市外に本店を置く場合であっても、市内に本店を有する事業者（支援機関・団体等）と連携し、再委託先として活用する場合には、地域経済への配慮として評価の対象となり得ます。

令和8年6月26日

海外事業による企業成長モデル創出事業業務委託に関する質問及び回答

No	質問事項	質問内容	回答
8	対象書類：委託仕様書 / 受託候補者募集要領 該当箇所：仕様書 第7条「その他」・募集要領 第5条(4) 参照条項：業務の一部再委託における「主たる部分」の定義	仕様書第7条および募集要領第5条(4)において、「本委託業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に仙台市の承諾を得た場合はこの限りでない」とされています。本事業における「主たる部分」とは具体的にどの業務範囲を指すか、ご教示ください。また、受託者が海外（例：シンガポール）に有する自社グループ会社のスタッフを本事業に活用する場合、当該リソースは再委託として扱われますでしょうか。それとも受託者の内部リソースとして取り扱い可能でしょうか。ご教示ください。	本事業における「主たる部分」とは、仕様書に定める業務内容のうち、事業の中核となる企画・運営・管理および支援実施に係る根幹的な業務を指し、これらについての再委託は認めておりません。 一方で、これらに付随する業務については、外部リソースを活用することで業務をより効果的に実施できる場合には、事前に発注者と協議の上、決定することとします。

令和8年6月26日

海外事業による企業成長モデル創出事業業務委託に関する質問及び回答

No	質問事項	質問内容	回答
9	対象書類：受託候補者募集要領 該当箇所：第10条(1)「選定方法」 参照条項：一次審査（書類審査）の結果通知および審査委員会の構成	募集要領第10条(1)に「一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を決定する」とあります。一次審査（書類審査）の結果は、通過・不通過を問わず応募者全員に個別通知されますでしょうか。通知の時期・方法についてもご教示ください。また、審査委員会の委員構成（属性・人数等）について、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	一次審査を通過し、プレゼンテーション審査に進む事業者については、プレゼンテーション審査に係るご案内とあわせて、応募者全員に個別に通知する予定です。 応募書類の締め切り後、速やかに電子メール等によりご連絡いたします。 また、審査委員会の構成については、公平性確保の観点から詳細は非公表としております。
10	対象書類：受託候補者募集要領 該当箇所：第6条「公募期間等のスケジュール」・委託仕様書 第4条「履行期間」 参照条項：採択企業への実質的な支援開始時期	委託契約の締結予定が令和8年7月14日（火）とされており、採択企業の公募・審査・採択のプロセスはその後に開始することになります。契約期間は令和9年3月31日までとのことですが、採択企業への実質的な支援開始時期について発注者がおおよそ想定しているスケジュール感（例：令和8年秋頃等）があればご教示いただけますでしょうか。	委託契約締結後、速やかに支援対象企業の公募・選定を実施することを想定しております。 具体的なスケジュールは受託事業者からの提案内容等を踏まえ、本市との協議のうえ決定します。